

[事案 25-47] 転換契約無効請求

・平成 25 年 10 月 30 日 裁定打切り

<事案の概要>

自分と面接せずに契約が締結されたこと等を理由に、契約転換の無効および慰謝料の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 15 年 1 月、定期付終身保険を、定期付終身保険の生活保障特約に特約転換契約した。以下の理由により、特約転換を取り消し、慰謝料を支払ってほしい。

- (1) 募集人は、自分（契約者）と面接していない。
- (2) 募集人は、契約手続を行った自分の配偶者に対しても、転換前契約の転換価格が転換後契約の生活保障特約に充当されることや、転換後、解約返戻金が減少することを説明しておらず、契約のしおりや重要事項説明書を交付しなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人の配偶者に対し、本契約の保障内容について提案書にもとづき説明を行い、「お申込内容 お客様控」と「転換前契約明細書」を交付している。
- (2) 申立人は、本転換前契約の転換価格が生活保障特約に充当されることや解約払戻金が減少することを含め、本契約の内容を理解したうえで、契約したものである。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面、および申立人・募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 32 条 1 項 3 号にもとづき、裁定打切り通知にその理由を明記し、裁定手続を打ち切ることにした。

1. 申立人の主張の法的整理

申立人の主張のうち、①転換契約の取消しについては、転換前契約の転換価格が転換後契約の生活保障特約に充当されることはなく、解約返戻金が減少することもないと誤信していたことを内容とする要素の錯誤（民法 95 条）にもとづくもの、②慰謝料の請求については、募集人の不法行為（説明義務違反）を前提とする、保険会社の使用者責任（民法 715 条 1 項、保険業法 283 条 1 項）にもとづき損害賠償を求めるものと判断する。

2. 本件の争点について

以下の事実によると、申立人は契約申込みについての代理権を配偶者に授与していたと評価することができる。この場合、錯誤の有無、錯誤に陥ったことについての重大な過失の有無（民法 95 条ただし書き）は代理人である配偶者について判断することになるため（民法 101 条 1 項）、配偶者が募集人からどのような説明を受けていたのか、配偶者が、転換前契約の転換価格が転換後契約の生活保障特約に充当されることはなく、解約返戻金が減少することもないと誤信（錯誤）していたかどうか、誤信していたとしても、誤信に陥ったことにつき重大な過失がなかったかどうかの事実認定が不可欠となる。仮に、申立人が契約申込みについてまでの代理権を配偶者に授与していなかったとしても、申立人が配偶者に対し、少なくとも募集人から本契約転換（転換後契約）について説明を受ける事務を委任していたこ

と（準委任、民法 656 条）は明らかであり、この場合は、錯誤の有無、錯誤に陥ったことについての重大な過失の有無は本人（申立人）について判断することになるため、配偶者が、募集人からどのような説明を受けていたのか、配偶者が申立人に対してその内容をどのように伝えていたのか、という事実認定が不可欠となる。

- (1) 契約転換時、申立人は単身赴任中であり、募集人は配偶者と面接し、本契約転換（転換後契約）の説明をしていること、申立人とは面接していないことについては争いが無い。
 - (2) 申立人の事情聴取によると、申立人は、自宅に戻ってきた際に、配偶者から、「募集人が申込書を書いてくれと言っているから書いてください」と言われ、配偶者を信じているから読まないまま署名捺印したこと、告知書にも自ら記入していること、「病院に行ってくれ」と言われて、医師の診査を受けていることが認められる。
3. しかしながら、配偶者は体調不良のため事情聴取ができず、また、仮に事情聴取ができたとしても、本契約が 10 年以上前の契約であることも考えると、適切に事実認定をするためには、裁判所における厳格な証拠調べによることが適当であると考えられるが、裁判外紛争解決機関である当審査会にはそのような厳格な証拠調べの制度はなく、当審査会において、上記事実認定を行うことは著しく困難もしくは不可能である。